

肥料登録申請書

— 生産工程の概要の書き方 —

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

平成27年2月

I	はじめに	1
II	生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類	1
III	生産工程の概要の記載方法	3
1	一般的注意事項	3
2	肥料の種類ごとの記載例	4
(1)	窒素質肥料	4
ア	硫酸アンモニア	4
イ	硝酸石灰	5
ウ	被覆窒素肥料	5
(2)	りん酸質肥料	5
ア	過りん酸石灰	5
(3)	加里質肥料	6
ア	被覆加里肥料	6
イ	混合加里肥料	6
(4)	有機質肥料	6
ア	加工家きんふん肥料	6
イ	乾燥菌体肥料	7
ウ	混合有機質肥料	8
(5)	複合肥料	8
ア	化成肥料	8
イ	被覆複合肥料	10
ウ	液状複合肥料	11
エ	配合肥料	11
(6)	石灰質肥料	12
ア	混合石灰肥料	12
(7)	苦土肥料	13
ア	副産苦土肥料	13
イ	混合苦土肥料	14
(8)	マンガン質肥料	15
ア	混合マンガン肥料	15
(9)	微量元素複合肥料	15
ア	混合微量元素肥料	15
3	牛の部位を原料とする場合の記載例	16
(1)	牛由来の原料を原料として肥料を製造する場合	16
ア	原料確認を受けた工程により肉骨粉を製造し、 管理措置として肥料原料供給管理票を交付する場合	16
イ	原料確認及び原料加工工程確認 を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合	16
ウ	原料確認を受けた工程により 肉かす粉末を製造し、摂取防止材を使用する場合	16

エ	蒸製皮革粉を製造し、加工工程の大臣確認を受けている場合	17
(2)	牛由来の原料を原料として製造された肥料を輸入する場合	17
ア	牛骨由来の副産りん酸肥料を輸入する場合	17
イ	蒸製皮革粉を輸入する場合	17
(3)	牛由来の原料を原料として製造された肥料を原料とする複合肥料を製造する場合	18
ア	肥料原料供給管理票が添付された牛由来の肥料を原料として配合肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合	18
イ	原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料とし、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料を全重量の50パーセントの含有量となるよう配合する配合肥料を製造する場合	18
ウ	摂取防止材を使用した肉骨粉及び原料加工工程の確認を受けた蒸製皮革粉を原料とした化成肥料を製造する場合	19
(4)	牛由来の原料を原料として製造された肥料を原料とする混合有機質肥料を製造する場合	19
ア	摂取防止材を使用した肉かす粉末及び原料加工工程の確認を受けた蒸製皮革粉を原料とする混合有機質肥料を製造する場合	19
イ	原料確認を受けた工程により牛の血液を原料として混合有機質肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合	20
(5)	牛由来の原料又は牛由来の肥料を原料とする汚泥肥料を製造する場合	20
ア	原料確認を受けた工程によりと畜場から排出される汚泥を原料として工業汚泥肥料を製造する場合	20
イ	肥料原料供給管理票を添付された肥料を原料として汚泥発酵肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合	21
(参考)	登録の有効期間が6年となる被覆加里肥料、混合加里肥料、化成肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガ肥料及び混合微量要素肥料について	23

I はじめに

この資料は、肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書の生産工程の概要の書き方について、詳しく説明したものです。

初めて肥料を生産や輸入される方は、まず「肥料取締法に基づく肥料取締制度について―初めて肥料を生産・輸入される方へ―」をお読みください。

II 生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類

肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書に、生産工程の概要を記載していただくこととなっていますが、「肥料取締法施行規則第4条第1号に掲げる事項」として生産工程の概要を記載する必要のある肥料は、以下のとおりです。

- 硫酸アンモニア
- アセトアルデヒド縮合尿素
- 硫酸グアニル尿素
- 硝酸アンモニアソーダ肥料
- 硝酸苦土肥料
- 被覆窒素肥料
- ホルムアルデヒド加工尿素肥料
- 副産窒素肥料
- 混合窒素肥料
- 過りん酸石灰
- りん酸苦土肥料
- 焼成りん肥
- 液体りん酸肥料
- 熔成^{よう}汚泥灰けい酸りん肥
- 加工りん酸肥料
- 腐植酸りん肥
- 混合りん酸肥料
- 硫酸加里苦土
- 粗製加里塩
- 腐植酸加里肥料
- 被覆加里肥料
- 熔成^{よう}けい酸加里肥料
- 混合加里肥料
- 肉骨粉
- 蒸製てい角骨粉
- 乾血及びその粉末
- 蒸製骨粉
- 硝酸石灰
- イソブチルアルデヒド縮合尿素
- オキサミド
- 硝酸アンモニア石灰肥料
- 腐植酸アンモニア肥料
- グリオキサール縮合尿素
- メチロール尿素重合肥料
- 液状窒素肥料
- 液体副産窒素肥料
- 重過りん酸石灰
- 熔成^{よう}りん肥
- 被覆りん酸肥料
- 熔成^{よう}けい酸りん肥
- 鉍さいりん酸肥料
- 加工鉍さいりん酸肥料
- 副産りん酸肥料
- 硫酸加里
- 重炭酸加里
- 加工苦汁加里肥料
- けい酸加里肥料
- 液体けい酸加里肥料
- 副産加里肥料
- 肉かす粉末
- 蒸製てい角粉
- 蒸製毛粉
- 生骨粉
- 蒸製皮革粉

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| ○とうもろこし浸漬液肥料 | ○乾燥菌体肥料 |
| ○加工家きんふん肥料 | ○魚廃物加工肥料 |
| ○副産動物質肥料 | |
| ○副産植物質肥料（しょう油を生産する際に副産されるものを除く。） | |
| ○混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。） | |
| ○ ^{よう} 熔成複合肥料 | ○化成肥料 |
| ○混合動物排せつ物複合肥料 | ○混合堆肥複合肥料 |
| ○成形複合肥料 | ○吸着複合肥料 |
| ○被覆複合肥料 | ○副産複合肥料 |
| ○配合肥料 | ○液状複合肥料 |
| ○ ^{よう} 熔成汚泥灰複合肥料 | ○混合汚泥複合肥料 |
| ○家庭園芸用複合肥料 | ○生石灰 |
| ○消石灰 | ○炭酸カルシウム肥料 |
| ○貝化石肥料 | ○副産石灰肥料 |
| ○混合石灰肥料 | ○鉍さいけい酸質肥料 |
| ○シリカゲル肥料 | ○シリカヒドロゲル肥料 |
| ○けい灰石肥料 | ○軽量気泡コンクリート粉末肥料 |
| ○硫酸苦土肥料 | ○水酸化苦土肥料 |
| ○酢酸苦土肥料 | ○炭酸苦土肥料 |
| ○加工苦土肥料 | ○腐植酸苦土肥料 |
| ○リグニン苦土肥料 | ○被覆苦土肥料 |
| ○副産苦土肥料 | ○混合苦土肥料 |
| ○硫酸マンガン肥料 | ○炭酸マンガン肥料 |
| ○加工マンガン肥料 | ○鉍さいマンガン肥料 |
| ○副産マンガン肥料 | ○液体副産マンガン肥料 |
| ○混合マンガン肥料 | ○ ^{よう} 熔成ほう素肥料 |
| ○加工ほう素肥料 | ○ ^{よう} 熔成微量要素複合肥料 |
| ○混合微量要素肥料 | ○液体微量要素複合肥料 |

なお、肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書に、「肥料取締法施行規則第4条第2号に掲げる事項」として生産工程の概要を記載する必要のある肥料は、次の肥料になります。

- | | |
|------------|------------|
| ○下水汚泥肥料 | ○し尿汚泥肥料 |
| ○工業汚泥肥料 | ○混合汚泥肥料 |
| ○焼成汚泥肥料 | ○汚泥発酵肥料 |
| ○水産副産物発酵肥料 | ○硫黄及びその化合物 |

Ⅲ 生産工程の概要の記載方法

1 一般的注意事項

(1) 原料として肥料を使用する場合、原料の名称は、公定規格に定められている「肥料の種類」を記載してください。

(例) (誤) (正) (誤) (正)
硫安→硫酸アンモニア ようりん→熔成りん肥

(2) 副産植物質肥料や副産動物質肥料の乾燥前の濃縮液を、化成肥料などの原料として使用する場合

ア 使用することができるのは、生産工程に乾燥工程がある場合に限りです。これは、副産植物質肥料などの乾燥前の濃縮液は、まだ有機質肥料である副産植物質肥料などには該当しませんが、乾燥工程を経ることによって、例えば、化成肥料の原料として使用することができる有機質肥料になっていると解釈できるからです。

イ 記載方法は、「廃糖蜜アルコール醗酵濃縮液」など、原料とする濃縮液名を具体的に記載し、備考として次のように記載してください。

(備考) 廃糖蜜アルコール醗酵濃縮液は、自社生産登録の〇〇県知事登録第〇〇号副産植物質肥料の原料濃縮液を使用する。

(3) 保証分量やその他の規格に影響を与えない場合に限り、原料の代用や併用は差し支えありません。その旨備考欄に記載してください。

(4) 保証分量やその他の規格に変更がなければ、登録した後、原料を変更することはできません。

(5) 効果発現促進材、硝酸化成抑制材、組成均一化促進材、着色材、摂取防止材が使用されている肥料を原料とする場合、次の例のように記載してください。

(例)

(備考) 使用する化成肥料は、〇〇(株)製の生第〇〇号「〇〇〇〇肥料」(効果発現促進材として硫酸第一鉄(鉄として3.0%含有)を含有)を使用する。

(6) 材料を使用する場合は、次の用語で記載してください。

○固結防止材	○飛散防止材	○吸湿防止材	○沈殿防止材
○浮上防止材	○腐敗防止材	○悪臭防止材	○粒状化促進材
○成形促進材	○展着促進材	○組成均一化促進材	○脱水促進材
○乾燥促進材	○凝集促進材	○発酵促進材	○効果発現促進材
○着色材	○分散促進材	○反応緩和材	○硝酸化成抑制材
○摂取防止材			

(7) 硫酸を原料や材料として使用する場合は、硫酸の出所を次の例のように備考で記載してください。これは、硫酸の製造方法(工業生産過程で回収するなど)によっては、有害成分が混入してくる可能性があるためです。硫酸の出所を確認することにより、登録した肥料が、植物に対して害などを生じさせないよう、十分な調査を行っております。

(例)

- 接触式硫酸を使用する。
 - △△工業(株)の廃ガス出硫酸（亜鉛精錬、硝酸法）を使用する。
 - 鉄板酸洗廃液を使用する。
 - 当社生産の接触式硫酸又はチタン製造回収硫酸を使用する。
 - 接触式硫酸又は当社の硝酸濃縮回収硫酸を使用する。
 - △△発電所の排煙脱硫硫酸を使用する。
 - 重油脱硫硫酸（接触法）を使用する。
 - 硫安含有硫酸廃液は、MMAの製造工程中で生じる△△社のものを使用する。
- (8) 複合肥料を原料とする場合は、その肥料がどのようなものかわかるよう、次の例のような説明を記載してください。

なお、登録の有効期間が6年である化成肥料の場合の、原料となる化成肥料の記載方法は、2の(4)のアの例4 (p10)のとおりですので、注意してください。また同様に、登録の有効期間が6年である配合肥料の場合の、原料となる化成肥料の記載方法は、2の(4)のエの例3 (p13)のとおりとなります。

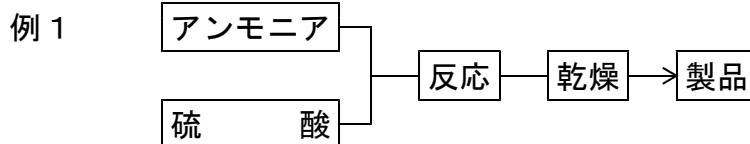
(例)

- 化成肥料は△△(株)製の生第△△号「△△肥料」又はこれに類似のものを使用する。
- 使用する化成肥料は、りん安系の化成肥料である。

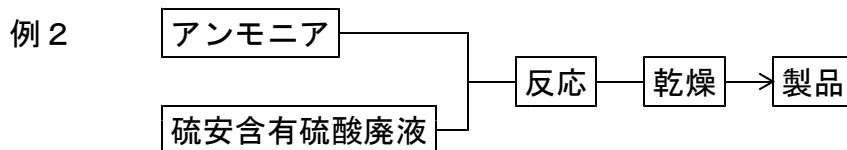
2 肥料の種類ごとの記載例

(1) 窒素質肥料

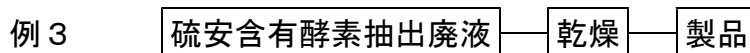
ア 硫酸アンモニア



(備考) 別記の備考記載例を参照。



(備考) 別記の備考記載例を参照。



(備考) この廃液は〇〇化学(株)から排出されるもので、抽出される酵素はアミラーゼである。

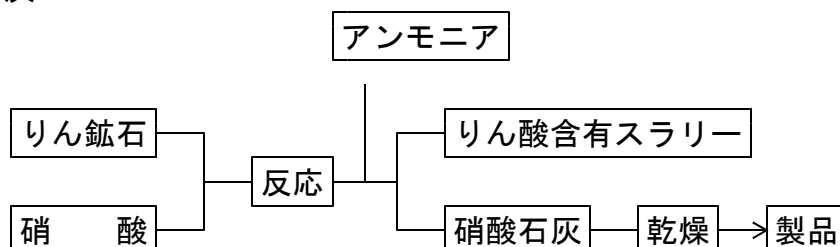
(別記) 備考記載例

- ① 接触式硫酸を使用する。
- ② △△工業(株)の廃ガス出硫酸（亜鉛精錬、硝酸法）を使用する。
- ③ 鉄板酸洗廃液を使用する。
- ④ 当社生産の接触式硫酸又はチタン製造回収硫酸を使用する。

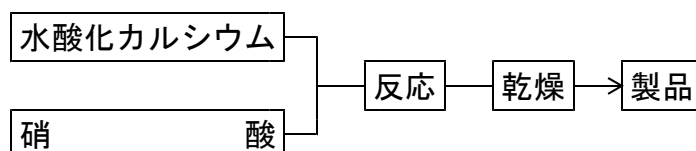
- ⑤ 接触式硫酸又は当社の硝酸濃縮回収硫酸を使用する。
- ⑥ △△発電所の排煙脱硫硫酸を使用する。
- ⑦ 重油脱硫硫酸（接触法）を使用する。
- ⑧ 硫安含有硫酸廃液は，MMAの製造工程中に生じる△△社のものを使用する。

イ 硝酸石灰

例 1



例 2



（備考）水酸化カルシウムの代わりに炭酸カルシウム又はカーバイド副産石灰を使用することがある。

ウ 被覆窒素肥料

備考で被覆原料の使用量を記載してください。

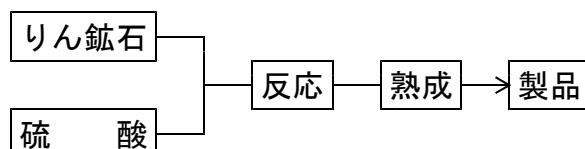
[記載例]

（備考）被覆原料の使用量

製品中	硫	黄	△△%
	パラフィン	ワックス	△△%
	タルク		△△%

(2) リン酸質肥料

ア 過りん酸石灰



（備考）別記の備考記載例を参照。

（別記）備考記載例

- ① 接触式硫酸を使用する。
- ② △△工業(株)の廃ガス出硫酸（亜鉛精錬，硝酸法）を使用する。
- ③ 鉄板酸洗廃液を使用する。
- ④ 当社生産の接触式硫酸又はチタン製造回収硫酸を使用する。

- ⑤ 接触式硫酸又は当社の硝酸濃縮回収硫酸を使用する。
- ⑥ △△発電所の排煙脱硫硫酸を使用する。
- ⑦ 重油脱硫硫酸（接触法）を使用する。

（３）加里質肥料

ア 被覆加里肥料

被覆加里肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が３年又は６年に分かります。有効期間が６年となる条件は、「肥料取締法施行規則第７条の６第５号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」（平成１３年５月１０日農林水産省告示第６４３号）で記載されているとおりです。

有効期間が６年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が６年であることの特定ができませんので、有効期間は３年となります。

（備考の記載例）

使用する混合加里肥料は△△(株)製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該混合加里肥料は、登録の有効期間が６年のものに限る。

イ 混合加里肥料

混合加里肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が３年又は６年に分かります。有効期間が６年となる条件は、「肥料取締法施行規則第７条の６第５号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」（平成１３年５月１０日農林水産省告示第６４３号）で記載されているとおりです。

有効期間が６年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が６年であることの特定ができませんので、有効期間は３年となります。

（備考の記載例）

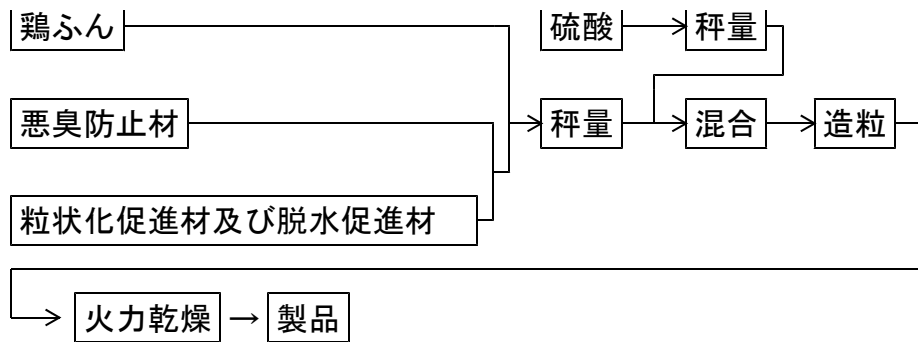
- ①使用する副産苦土肥料は、軽焼マグネシアである。
- ②使用する混合マンガン肥料は、硫酸マンガン肥料に硫酸苦土肥料を混合したものである。
- ③使用する被覆加里肥料は△△(株)製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該被覆加里肥料は、登録の有効期間が６年のものに限る。

（４）有機質肥料

ア 加工家きんふん肥料

例 1

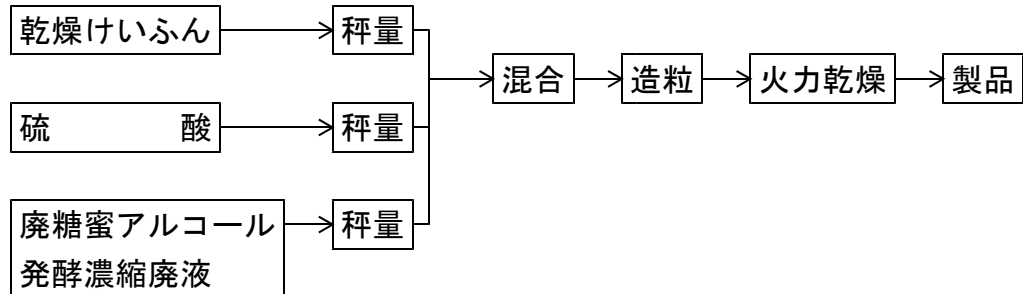
（１）生産工程の概要



(2) 悪臭防止材は硫酸鉄であり、製品中無水塩として2%以内使用する。造粒及び脱水を促進する材料は、焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物（95：5）であり製品中40%以内使用する。

例2

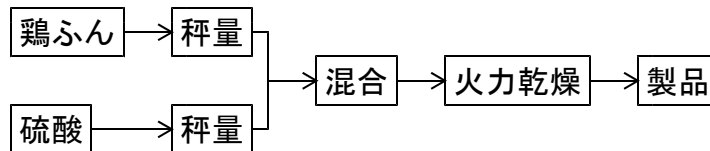
(1) 生産工程の概要



(2) 該当事項なし

例3

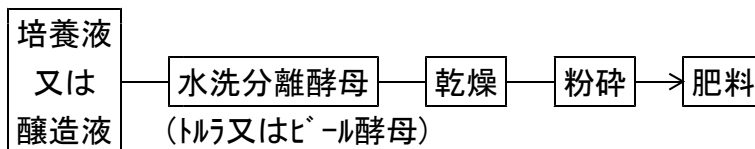
(1) 生産工程の概要



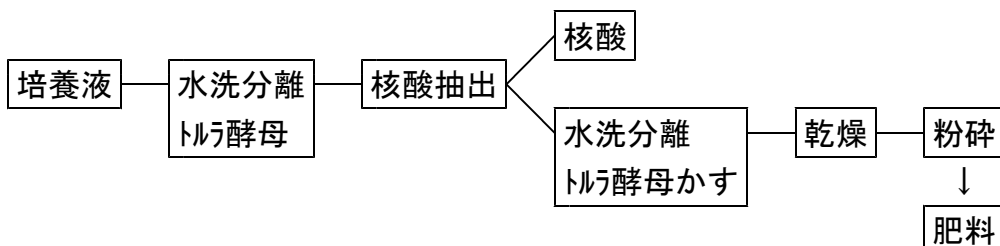
(2) 該当事項なし

イ 乾燥菌体肥料

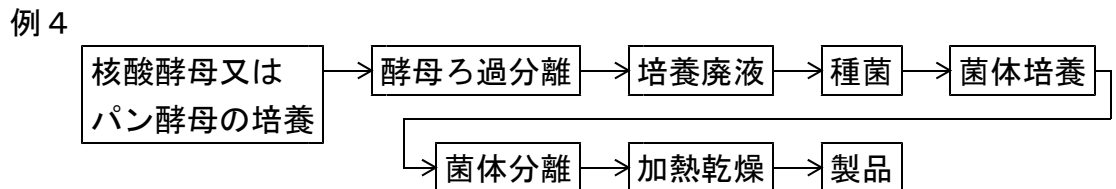
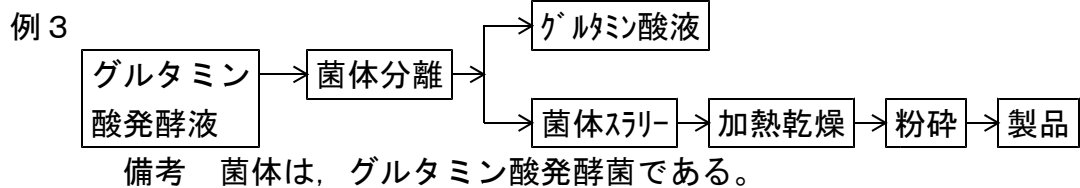
例1



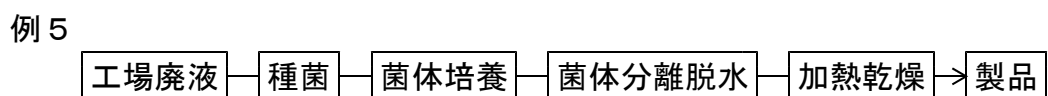
例2



(注) 酵母はトルラ酵母又はビール酵母の別を明記させること。

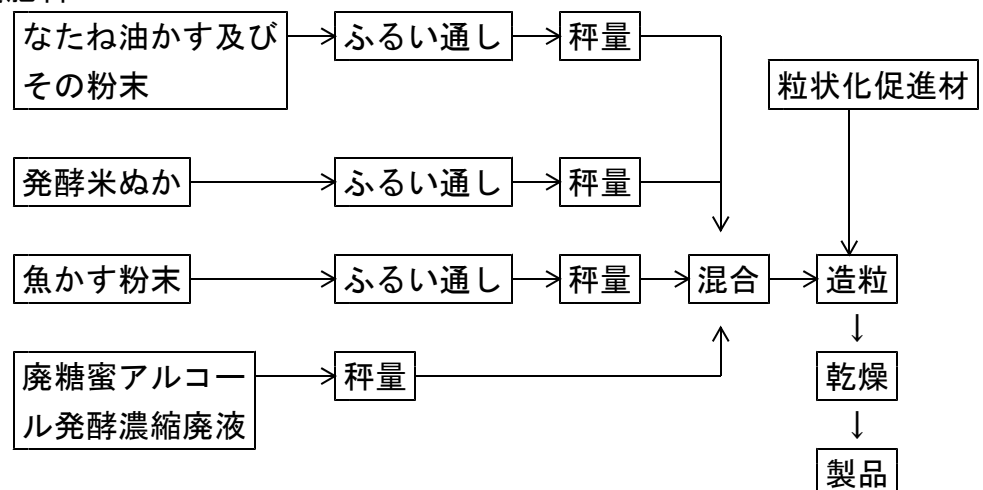


備考 (1) 培養廃液は、酵母を培養した後の廃液を使用する。
 (2) 菌体は、好気性の不完全菌でズーグア属のラニゲル及びサセトリウス属のネターズが主体である。



備考 (1) 工場廃液は、A株式会社の△△を生産するB工場の廃水を使用する。この廃液の組成は、主として粗繊維たん白質、アンモニウム及び硝酸の無機塩で、△△を生産する工程で重金属その他有害物質は使用しないものである。
 (2) 菌体は、アクロモバクター、エアロバクター等好気性細菌が主体である。

ウ 混合有機質肥料

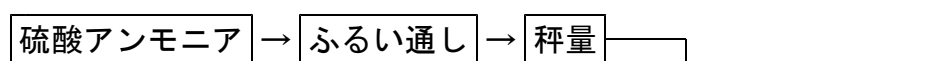


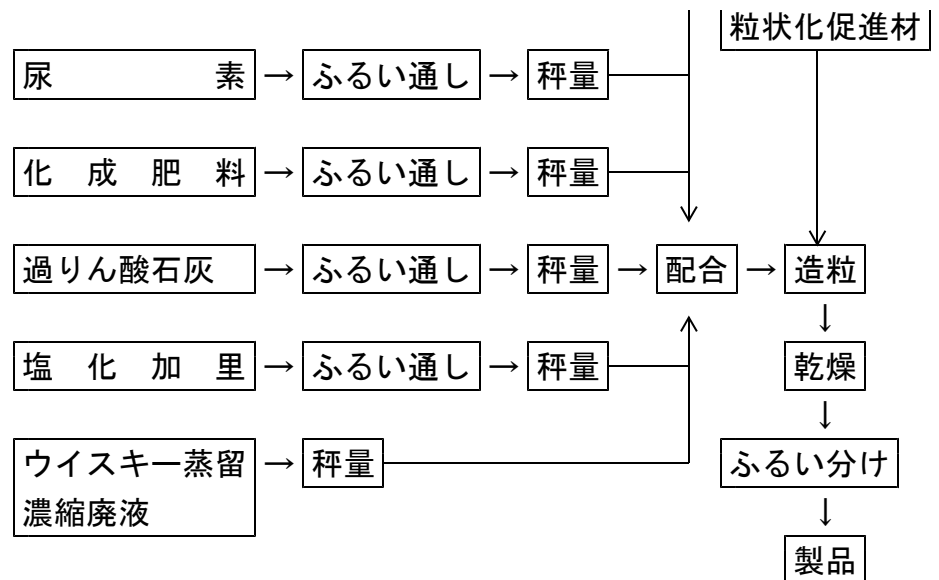
備考 廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液は、自社生産登録の△△△県知事登録第△△△号△△発酵副産肥料の原料濃縮液を使用する。

(5) 複合肥料

ア 化成肥料

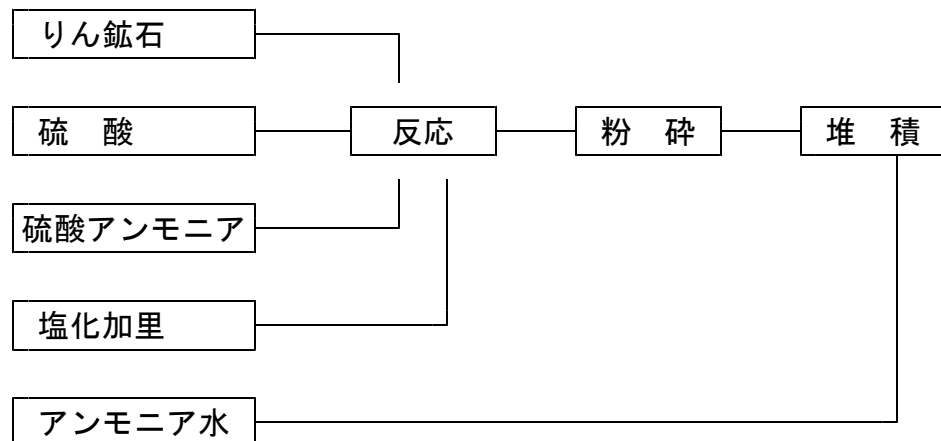
例1





- 備考 1. 化成肥料は、△△(株)製生第△△△号△△△又はこれに類似した肥料を使用する。
2. ウイスキー蒸留濃縮廃液は、自社生産登録の△△県知事登録第△△△号△△発酵副産肥料の原料濃縮液を使用する。

例 2



(遊離酸を中和する程度を超える量を使用する)



注) アンモニア等の使用量が中和点以上かどうかを明示すること。

例 3 ほう酸塩肥料を原料として使用する場合

水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料又はく溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料とする化成肥料にあっては、申請書の「生産工程の概要」の項は下例のように記載してください。

例

1. 水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料として使用する場合
「ほう酸塩肥料（水溶性ほう素を保証するものに限る。）」
2. く溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料とし

て使用する場合

「ほう酸塩肥料（く溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するものに限る。）」

例4 登録の有効期間が6年である化成肥料の場合

化成肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が3年又は6年に分かります。有効期間が6年となる条件は、「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」（平成13年5月10日農林水産省告示第643号）で記載されているとおりです。

有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が6年であることの特定ができませんので、有効期間は3年となります。

（備考の記載例）

- ① 使用する化成肥料はりん安である。
- ② 化成肥料は輸入業者△△（株）輸第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該化成肥料は登録の有効期間が6年のものに限る。
- ③ 使用する副産苦土肥料は軽焼マグネシアである。
- ④ 使用する鉱さいは△△（株）△△△工場から排出される高炉さいで、苦土を含有するものに限る。
- ⑤ 製造される製品は硝酸加里である。

イ 被覆複合肥料

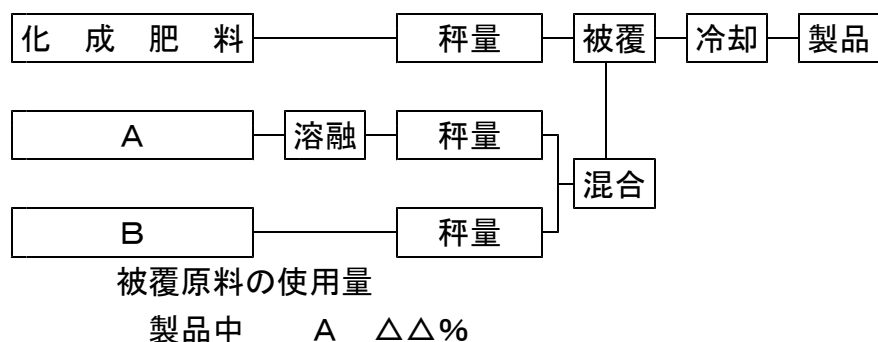
例1 備考で被覆原料の使用量を記載してください。

（備考）

被覆原料の使用量

製品中	硫	黄	△△%
	パラフィンワックス		△△%
	タルク		△△%

例2

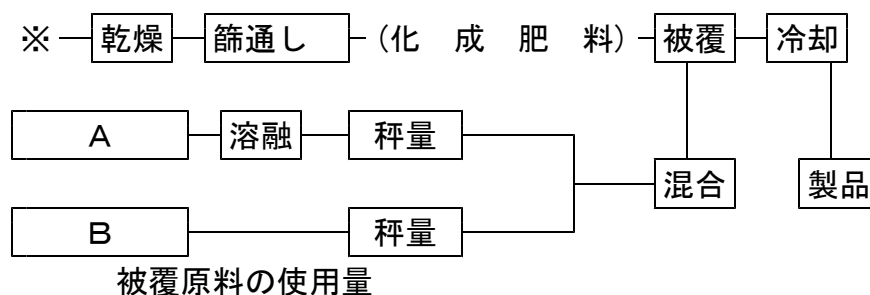
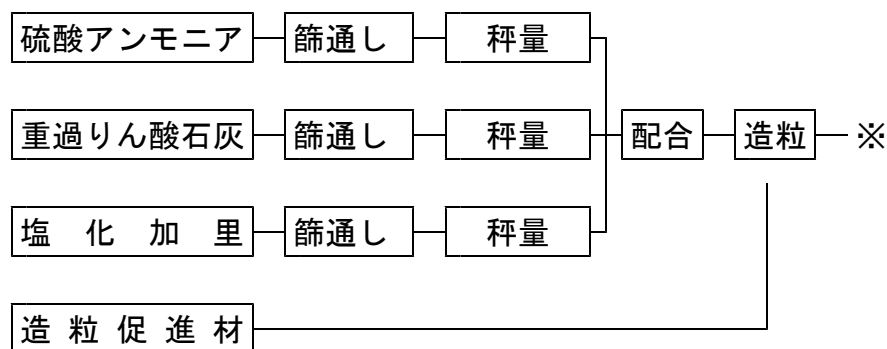


B △△%

備考 化成肥料は、△△会社生産（輸入）の生（輸）第△△△号◇◇◇を使用する。

- 注) 1. A及びBの箇所には、具体的な被覆原料名を記載する。
2. ◇印の箇所には、肥料の名称を記載する。

例3 化成肥料、配合肥料又は液状複合肥料の原料から一貫して生産される肥料の場合



被覆原料の使用量

製品中 A △△%

B △△%

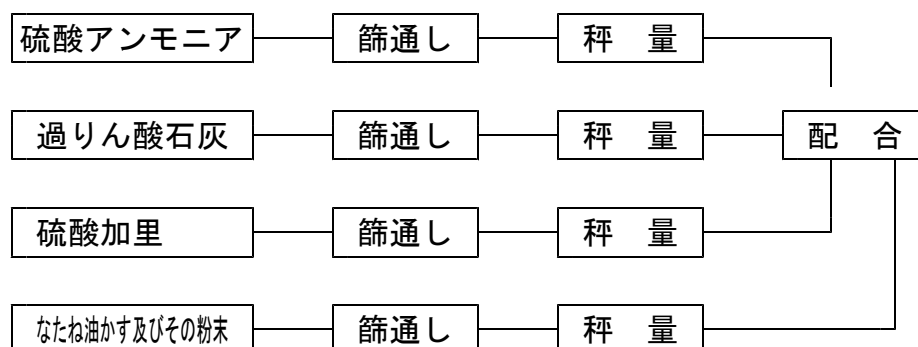
注) A及びBの箇所には、具体的な被覆原料名を記載する。

ウ 液状複合肥料

液状複合肥料の原料については、個々の原料の名称を記載してください。

エ 配合肥料

例1





例2 ほう酸塩肥料を原料として使用する場合

水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料又はく溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料とする配合肥料にあつては、申請書の「生産工程の概要」の項は下例のように記載してください。

例

1. 水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料として使用する場合
「ほう酸塩肥料（水溶性ほう素を保証するものに限る。）」
2. く溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料として使用する場合
「ほう酸塩肥料（く溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するものに限る。）」

例3 登録の有効期間が6年である配合肥料の場合

配合肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が3年又は6年に分かります。有効期間が6年となる条件は、「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」（平成13年5月10日農林水産省告示第643号）で記載されているとおりです。

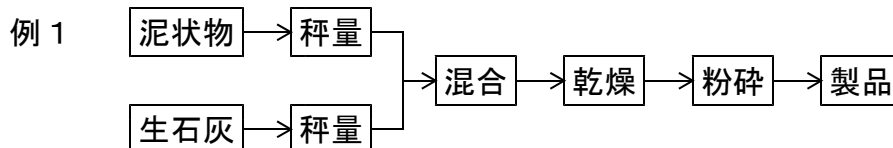
有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄で記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が6年であることの特定ができませんので、有効期間は3年となります。

（備考の記載例）

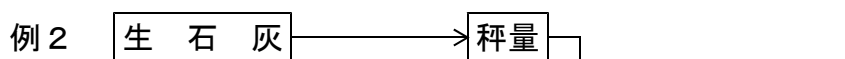
- ① 使用する化成肥料はりん安である。
- ② 化成肥料は輸入業者△△△（株）輸第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該化成肥料は登録の有効期間が6年のものに限る。

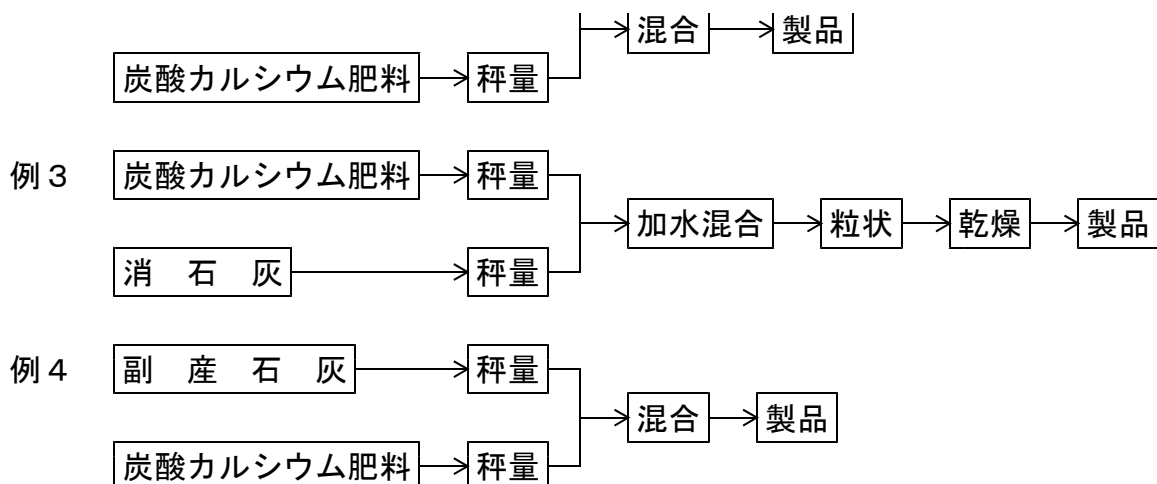
(6) 石灰質肥料

ア 混合石灰肥料



備考 原料として使用する泥状物は（原料が副産される際の主製品の名称を記載すること。）を製造する際に副産されるものである。





備考 原料として使用する副産石灰は（原料が副産される際の主製品の名称を記載のこと。）を製造する際に副産されるものである。

例 5

混合石灰肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が3年又は6年に分かります。有効期間が6年となる条件は、「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」（平成13年5月10日農林水産省告示第643号）で記載されているとおりです。

有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が6年であることの特定ができませんので、有効期間は3年となります。

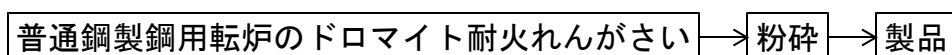
（備考の記載例）

- ①使用する副産苦土肥料は、粗製水酸化マグネシウム粉末である。
- ②使用する副産苦土肥料は、マグネシアクリンカー副産物である。
- ③使用する副産苦土肥料は、軽焼マグネシアである。
- ④使用する副産苦土肥料は、普通鋼製鋼用転炉のドロマイトれんがさいである。
- ⑤使用する副産苦土肥料は、フェロニッケル鉱さい粉末である。
- ⑥使用する副産苦土肥料は、ドロマイトれんがを生産する際に得られるマグネシウム含有ダストである。
- ⑦使用する副産苦土肥料は△△(株)製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該副産苦土肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

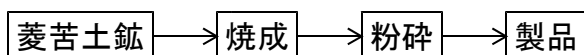
(7) 苦土肥料

ア 副産苦土肥料

例 1



例 2



例 3 登録の有効期間が6年である副産苦土肥料の場合

副産苦土肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が3年又は6年に分かります。有効期間が6年となる条件は、「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」（平成13年5月10日農林水産省告示第643号）で記載されているとおりです。

有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が6年であることの特定ができませんので、有効期間は3年となります。

（備考の記載例）

- ①粗製水酸化マグネシウム粉末を原料としている。
- ②マグネシアクリンカー副産物を原料としている。
- ③軽焼マグネシアを原料としている。
- ④普通鋼製鋼用転炉のドロマイトれんがさいを原料としている。
- ⑤フェロニッケル鉱さい粉末を原料としている。
- ⑥ドロマイトれんがを生産する際に得られるマグネシウム含有ダストを原料としている。
- ⑦使用する副産苦土肥料は、粗製水酸化マグネシウム粉末である。
- ⑧使用する副産苦土肥料は、マグネシアクリンカー副産物である。
- ⑨使用する副産苦土肥料は、軽焼マグネシアである。
- ⑩使用する副産苦土肥料は、普通鋼製鋼用転炉のドロマイトれんがさいである。
- ⑪使用する副産苦土肥料は、フェロニッケル鉱さい粉末である。
- ⑫使用する副産苦土肥料は、ドロマイトれんがを生産する際に得られるマグネシウム含有ダストである。
- ⑬使用する副産苦土肥料は△△(株)製の生第△△△号「△△△△又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該副産苦土肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

イ 混合苦土肥料

混合苦土肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が3年又は6年に分かります。有効期間が6年となる条件は、「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」（平成13年5月10日農林水産省告示第643号）で記載されているとおりです。

有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていること

がわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が6年であることの特定ができませんので、有効期間は3年となります。

(備考の記載例)

- ①使用する副産苦土肥料は、粗製水酸化マグネシウム粉末である。
- ②使用する副産苦土肥料は、マグネシアクリンカー副産物である。
- ③使用する副産苦土肥料は、軽焼マグネシアである。
- ④使用する副産苦土肥料は、普通鋼製鋼用転炉のドロマイトれんがさいである。
- ⑤使用する副産苦土肥料は、フェロニッケル鉱さい粉末である。
- ⑥使用する副産苦土肥料は、ドロマイトれんがを生産する際に得られるマグネシウム含有ダストである。
- ⑦使用する副産苦土肥料は△△(株)製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該副産苦土肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

(8) マンガン質肥料

ア 混合マンガン肥料

混合マンガン肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が3年又は6年に分かります。有効期間が6年となる条件は、「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」(平成13年5月10日農林水産省告示第643号)で記載されているとおりです。

有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が6年であることの特定ができませんので、有効期間は3年となります。

(備考の記載例)

- ①使用する副産苦土肥料は、軽焼マグネシアである。
- ②使用する混合苦土肥料は、硫酸苦土肥料及び酢酸苦土肥料を混合したものである。
- ③使用する混合マンガン肥料は△△(株)製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該混合マンガン肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

(9) 微量要素複合肥料

ア 混合微量要素肥料

混合微量要素肥料につきましては、原料・生産工程により、登録の有効期間が3年又は6年に分かります。有効期間が6年となる条件は、「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」(平成13年5月10日農林水産省告示第643号)で記載されているとおりで

す。

有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、この条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。このような記載がない場合は、申請したその肥料の登録の有効期間が6年であることの特定ができませんので、有効期間は3年となります。

(備考の記載例)

- ①使用する副産苦土肥料は、軽焼マグネシアである。
- ②使用する混合苦土肥料は、硫酸苦土肥料及び酢酸苦土肥料を混合したものである。
- ③使用する混合マンガン肥料は△△(株)製の生第△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該混合マンガン肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

3 牛の部位を原料とする場合の記載例

牛の部位を原料とする肥料の製造工程について農林水産大臣による確認を受けた製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を、次の記載例により記載してください。

(1) 牛由来の原料を原料として肥料を製造する場合

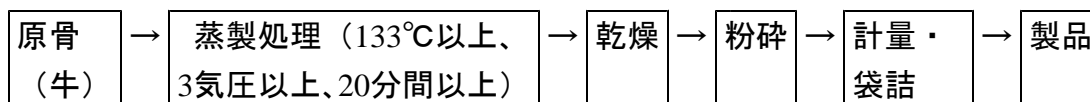
ア 原料確認を受けた工程により肉骨粉を製造し、管理措置として肥料原料供給管理票を交付する場合



備考：1 △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

2 管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

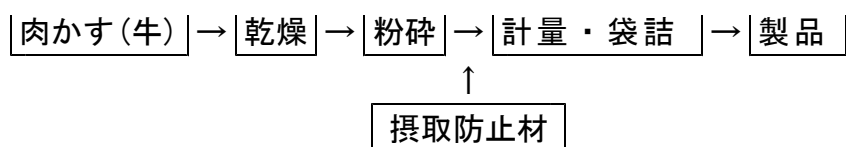
イ 原料確認及び原料加工工程確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合



備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないこと及び△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

ウ 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、摂取防止材を使用する場合

第1号(生産工程の概要) _____



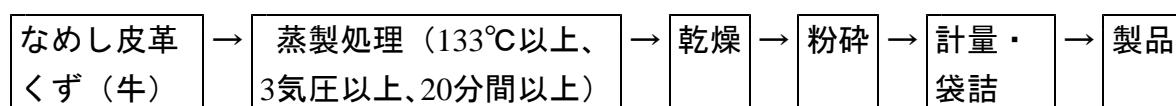
備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

第2号 該当なし

第3号（材料の種類、名称及び使用量）

摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。

エ 蒸製皮革粉を製造し、加工工程の大臣確認を受けている場合



備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

(2) 牛由来の原料を原料として製造された肥料を輸入する場合

ア 牛骨由来の副産りん酸肥料を輸入する場合（平成26年10月1日現在、生物由来の第二リン酸カルシウムは、動物検疫上の措置として、脂肪及びたん白質を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの以外は輸入することができません。）

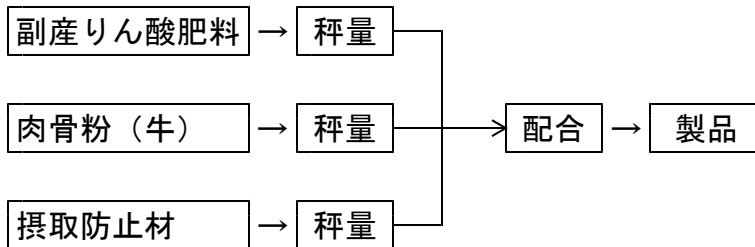
備考：副産りん酸肥料は、原料に牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。））、脊髓及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと及び脂肪並びにたん白質を含有していないことについて、○国政府機関の証明書が添付されたものである。

イ 蒸製皮革粉を輸入する場合（平成26年10月1日現在、蒸製皮革粉は、動物検疫上の措置として、蒸製条件を満たしていることその他について、日本国と相手国の二国間で家畜衛生条件が締結され、その中で指定された工場で製造されたもの以外は輸入することができません。）

備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

- (3) 牛由来の原料を原料として製造された肥料を原料とする複合肥料を製造する場合
 ア 肥料原料供給管理票が添付された牛由来の肥料を原料として複合肥料を製造し、
 摂取防止材を使用する場合

第1号 (生産工程の概要)



備考：1 副産りん酸肥料は、○社輸入の「○○」（輸第○号）であり、原料に牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。））、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと及び脂肪並びにたん白質を含有していないことについて、△国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

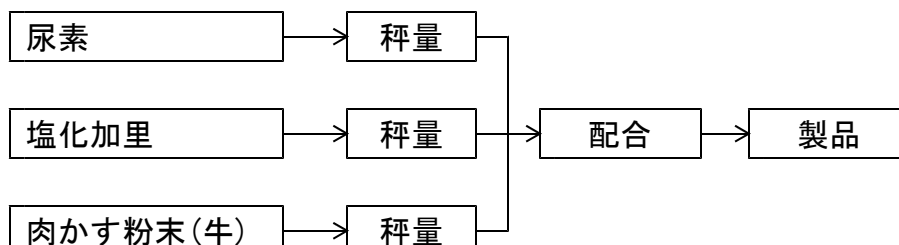
2 肉骨粉は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）なお、管理措置として肥料原料供給管理票を添付している。

第2号 該当なし

第3号 (材料の種類、名称及び使用量)

摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。

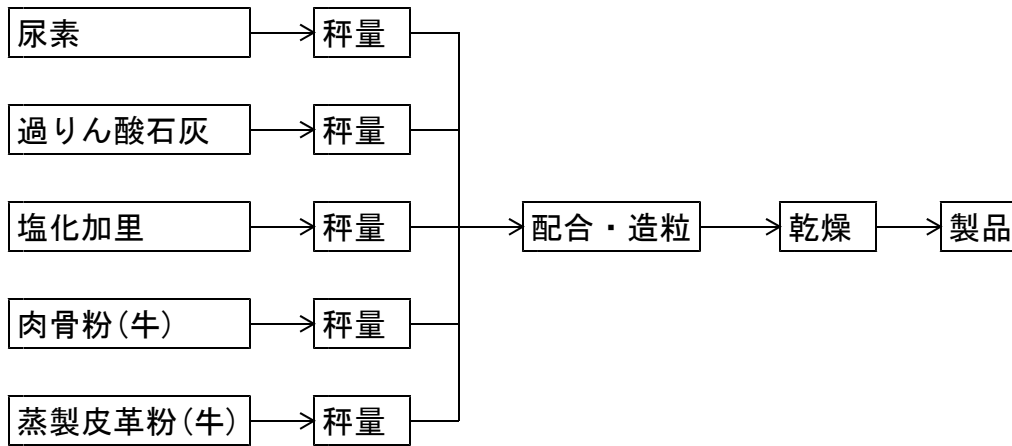
- イ 原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料とし、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料を全重量の50パーセント以上の含有量となるよう配合する複合肥料を製造する場合



備考：1 肉かす粉末は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

2 管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を全重量の60%となるよう配合する。

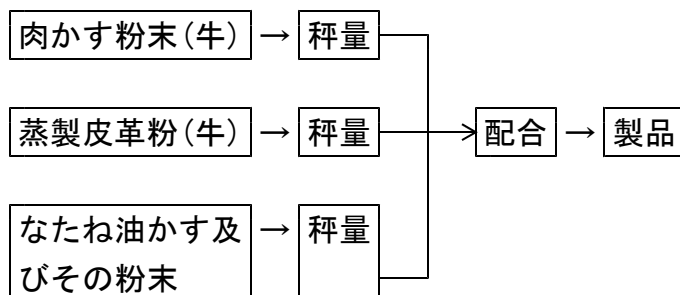
ウ 摂取防止材を使用した肉骨粉及び原料加工工程の確認を受けた蒸製皮革粉を原料とした化成肥料を製造する場合



- 備考：1 肉骨粉は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）なお、摂取防止材として消石灰を5%使用している。
- 2 蒸製皮革粉は、△会社輸入のものである（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。）

(4) 牛由来の原料を原料として製造された肥料を原料とする混合有機質肥料を製造する場合

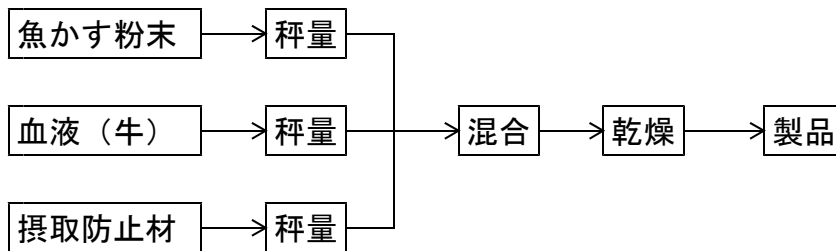
ア 摂取防止材を使用した肉かす粉末及び原料加工工程の確認を受けた蒸製皮革粉を原料とする混合有機質肥料を製造する場合



- 備考：1 肉かす粉末は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）なお、摂取防止材として消石灰を5%使用している。

2 蒸製皮革粉は、△会社輸入のものである（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。）

イ 原料確認を受けた工程により牛の血液を原料として混合有機質肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合
第1号（生産工程の概要）



備考： △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

第2号 該当なし

第3号（材料の種類、名称及び使用量）

摂取防止材として消石灰を製品重量当たり5%使用する。

(5) 牛由来の原料又は牛由来の肥料を原料とする汚泥肥料を製造する場合

ア 原料確認を受けた工程によりと畜場から排出される汚泥を原料として工業汚泥肥料を製造する場合

第1号 該当なし

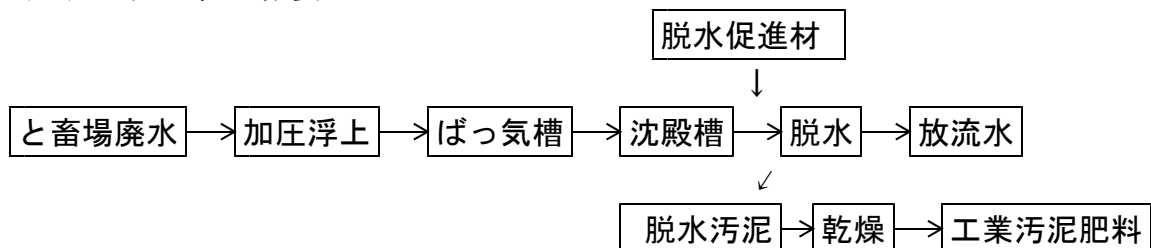
第2号（原料の使用割合及び生産工程の概要）

(1) 原料の使用割合

工業汚泥肥料

100%

(2) 生産工程の概要



備考：工業汚泥肥料は、△会社△△と畜場から生じる汚泥を脱水・乾燥したものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△△と畜場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

第3号（材料の種類、名称及び使用量）

脱水促進材としてカチオン系高分子凝集剤を製品重量当たり3%以下使用する。

イ 肥料原料供給管理票を添付された肥料を原料として汚泥発酵肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合

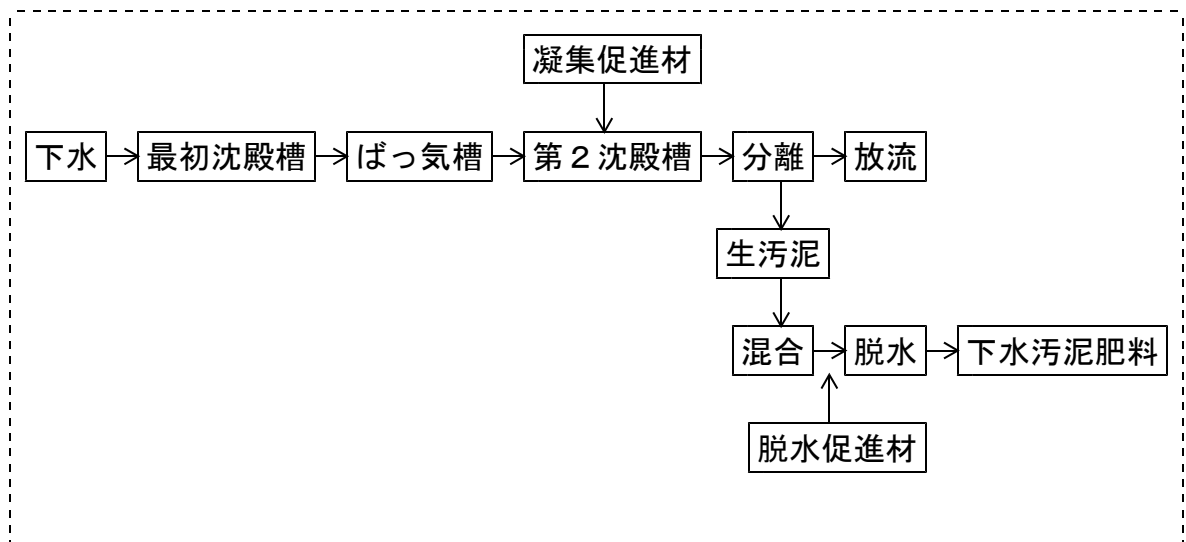
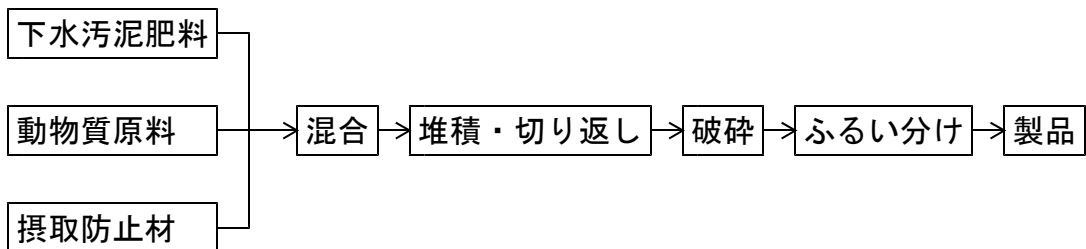
第1号 該当なし

第2号 （原料の使用割合及び生産工程の概要）

（1）原料の使用割合

下水汚泥肥料	90%
動物質原料（肉骨粉（牛））	10%

（2）生産工程の概要



備考：1 下水汚泥肥料は、△△市下水道週終末処理場から生じる汚泥を脱水したものである。

2 下水汚泥肥料には、凝集促進材として△△△を製品重量当たり5%以下、脱水促進材として△△△を製品重量当たり3%以下使用する。

3 肉骨粉は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造

工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。) なお、管理措置として肥料原料供給管理票を添付している。

4 堆積は約2ヶ月間、切り返しは約1週間に1回行う。

第3号 (材料の種類、名称及び使用量)

摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。

(参考) 登録の有効期間が6年となる被覆加里肥料、混合加里肥料、化成肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料及び混合微量要素肥料について

以下の肥料については、生産工程・原料により、登録の有効期間が3年又は6年に分かれることとなります。

- 被覆加里肥料 ○混合加里肥料 ○化成肥料 ○配合肥料
- 混合石灰肥料 ○被覆苦土肥料 ○副産苦土肥料 ○混合苦土肥料
- 混合マンガン肥料 ○混合微量要素肥料

有効期間が6年となる条件については、「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」（平成13年5月10日農林水産省告示第643号）で記載されています。

具体的には次のもの等が該当しますが、有効期間が6年となるものの登録・更新申請に際してはこの条件を満たしていることがわかるよう必要に応じて生産工程の概要の備考欄に記載（下記記載例を参考）をお願いします。このような記載がなく原料等の特定が出来ない場合は有効期間は3年となりますので注意してください。

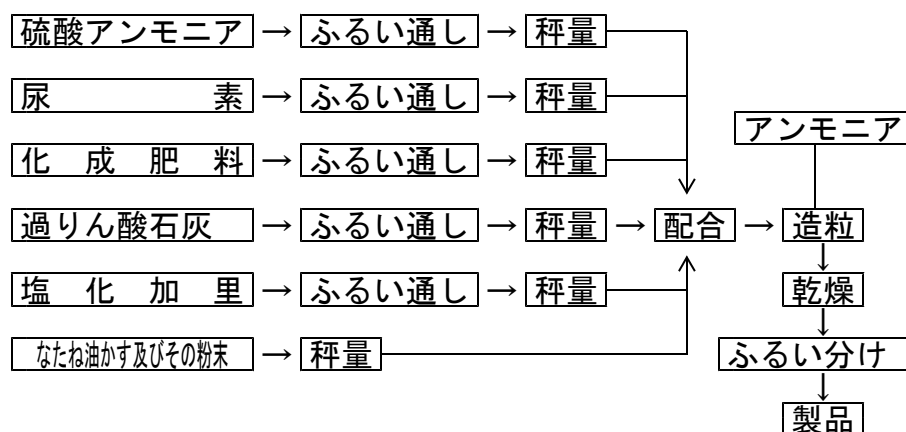
1 化成肥料

（有効期間が6年となる肥料）

- （1）登録の有効期間が6年である肥料を配合して造粒又は成形したもの。なお、これに中和又は造粒促進のために硫酸、アンモニア等を使用したものも含まれます。
- （2）硝酸カリウム、りん酸カリウム、りん酸マグネシウムアンモニウム、りん酸アンモニウム等の単一の化合物
- （3）りん酸、りん酸スラリー及びりん硝酸スラリーにアンモニア又は硫酸を加え、これに登録の有効期間が6年である肥料又は塩基性のマグネシウム含有物を加えたもの。

（生産工程の記載例）

上記（1）の生産工程の記載例



備考

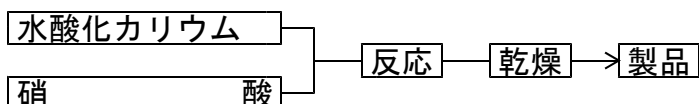
使用する化成肥料はりん安である。

又は

備考

化成肥料は輸入業者△△△（株）輸第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該化成肥料は登録の有効期間が6年であるものに限る。

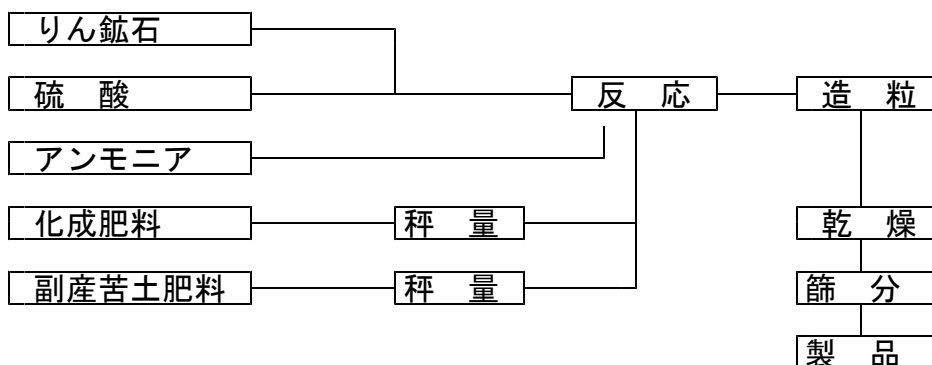
上記（2）の生産工程の記載例



備考

① 製造される製品は硝酸加里である。

上記（3）の生産工程の記載例



備考

- ① 使用する化成肥料はりん安である。
- ② 使用する副産苦土肥料は軽焼マグネシアである。

又は

備考

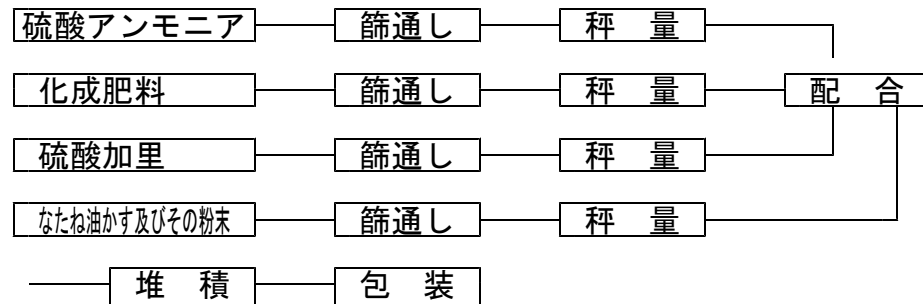
- ① 化成肥料は輸入業者△△△（株）輸第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該化成肥料は登録の有効期間が6年であるものに限る。
- ② 使用する副産苦土肥料は軽焼マグネシアである。

2 配合肥料

(有効期間が6年となる肥料)

○登録の有効期間が6年である肥料を配合したもの。

(生産工程の記載例)



備考

使用する化成肥料はりん安である。

又は

備考

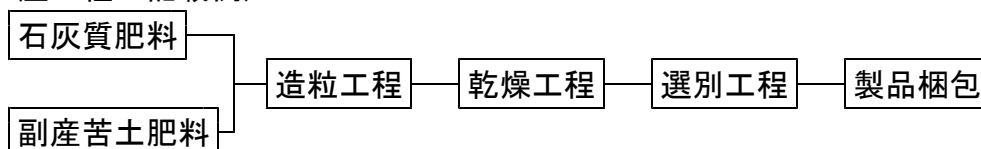
化成肥料は輸入業者△△△（株）輸第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該化成肥料は登録の有効期間が6年であるものに限る。

3 被覆加里肥料、混合加里肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量要素肥料

(有効期間が6年となる肥料)

これらの肥料のうち、登録申請する際に植害試験成績の提出が不要であり、かつ、その原料においても登録申請する際に植害試験成績の提出が不要である原料を使用した場合。

(生産工程の記載例)



備考 使用する副産苦土肥料は軽焼マグネシアである。

4 なお、登録の有効期間が6年となる肥料の定義は、正確には次の告示のとおりですので、この告示でも確認方をお願いいたします。

[肥料取締法施行規則第七条の六第五号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件]（平成13年5月10日農林水産省告示第643号）

- 1 肥料取締法施行規則（以下「規則」という。）第七条の六第三号の農林水産大臣の指定する被覆加里肥料は、加里質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもののうち、肥料取締法第六条第一項第六号に規定する植物に対する害に関する栽培試験（以下「植害試験」という。）の成績の提出が不要であるものとする。
- 2 規則第七条の六第三号の農林水産大臣の指定する混合加里肥料は、加里質肥料に、加里質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。
- 3 規則第七条の六第五号の農林水産大臣の指定する化成肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの
 - 二 肥料（^{よう}熔成汚泥灰^{よう}けい酸りん肥、^{よう}熔成汚泥灰^{よう}複合肥料、混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を使用し、これに化学的操作を加えた単一の化合物
 - 三 りん酸又はりん鉱石を硝酸若しくは硫酸で分解したものに、アンモニア又は硫酸を加え、これに第一号に掲げる化成肥料若しくはその原料となる肥料、前号に掲げる化成肥料又は塩基性のマグネシウム含有物を加えたもの
 - 四 第二号又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの
 - 五 第一号に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに、第二号若しくは第三号に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したものの又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの
- 4 規則第七条の六第五号の農林水産大臣の指定する配合肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの
 - 二 前項各号に掲げる化成肥料を配合したもの
- 5 規則第七条の六第六号の農林水産大臣の指定する混合石灰肥料は、石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。
- 6 規則第七条の六第八号の農林水産大臣の指定する被覆苦土肥料は、苦土肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。
- 7 規則第七条の六第八号の農林水産大臣の指定する副産苦土肥料は、食品工業、パルプ工業、化学工業、窯業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。
- 8 規則第七条の六第八号の農林水産大臣の指定する混合苦土肥料は、苦土肥料を二以上

混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。

- 9 規則第七条の六第九号の農林水産大臣の指定する混合マンガン肥料は、マンガン質肥料にマンガン質肥料又は苦土肥料を混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。
- 10 規則第七条の六第十一号の農林水産大臣の指定する混合微量要素肥料は、マンガン質肥料、ほう素質肥料、微量要素複合肥料又は苦土肥料を混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。